

大臣冒頭ご発言（12月15日）

- 森友学園案件に関し、亡くなった赤木俊夫さんのご遺族から提起されている国家賠償請求訴訟について、先刻の進行協議期日において、国として原告の請求を認諾する旨、表明させていただきました。
- 本件訴訟では、赤木俊夫さんが、如何なる心理的・肉体的負荷を原因として亡くなったかについて、裁判所の訴訟指揮の下、審理が行われてまいりました。
国としても、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、公務災害認定に関連する資料や、いわゆる「赤木ファイル」など、訴訟審理に必要な資料を裁判所に提出するなど、真摯に対応してまいりました。
- その上で、本年10月、これまで国が提出した資料を踏まえた原告側の主張の全体像が示され、その内容も踏まえて方針を検討した結果、
 - ・ 赤木俊夫さんが、当時、森友学園案件にかかる情報公開請求など様々な業務に忙殺され、ご自身も強く反発された本省からの決裁文書改ざん指示への対応を含め、厳しい業務状況に置かれる中、

- ・ 精神面、肉体面において過剰な負荷が継続したことにより、病気休職、さらには自死に至ったことについて、国の責任は明らかとの結論に至りました。
- そうである以上、徒に訴訟を長引かせるのも適切ではなく、また、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している事案の性質などに鑑み、認諾をするとの判断に至ったものです。
- このたび国の責任を認めるに当たり、財務省を代表して、
 - ・ 高い志と倫理観を持ち、真面目に職務に精励していた赤木俊夫さんに改めて哀悼の誠をささげるとともに、
 - ・ ご遺族に対しては、公務に起因して自死という結果に至ったことにつき、心よりお詫び申し上げるとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。
- 今後、二度とこうしたことを起こさないよう、文書管理の徹底はもちろん、組織風土の改革などを引き続き全力で推進し、信頼回復に努めていくとともに、説明については引き続きしっかりさせていただく所存です。